住民税非課税世帯の皆さまへ

物価高騰による低所得世帯への 支援臨時給付金のご案内

受給には手続きが必要です

- 動価高の影響を受ける低所得世帯への支援臨時給付金は、住民税非課税世帯を支援する新たな給付金です。
- 住民税非課税世帯に児童(18歳以下)がいるときは、児童一人あたり2万円を加算して給付します。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

給付金の支給時期

1世帯あたり3万6千円 児童一人あたり2万円加算 町が確認書(または申請書)を<u>受理し</u>た日から30日以内が目安です。

支給対象と申請の有無

今回のお知らせ(確認書)が届いた世帯

世帯全員の令和6年度の「住民税が非課税」の世帯

同封されている確認書の中身を確認して 返信用封筒で返信してください。



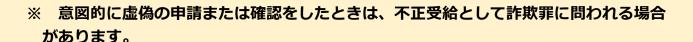
- ※確認書は、令和6年12月13日時点で棚倉町に住民登録があった方に 送付しています。
- ※ 世帯の中に未申告者又は令和6年1月2日以降に転入された方で課税状況が分からない方がいるときは、申請が必要となる場合があります。

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

1 世帯の全ての方が、令和6年1月1以前から現在の住所に住んでいる方

- 対象となる世帯には、棚倉町から給付内容や確認事項が書かれた 「確認書」が届きます。
- 中身を確認して、健康福祉課に返信してください。【確認事項】
 - ① 記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
 - ② 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと (例:親(課税)に扶養されている学生の単身世帯、子(課税)に扶養されている両親の世帯等)





● 世帯の中に未申告者または転入者の方など課税情報が確認できない方が いる場合は、申請が必要です。

(※未申告の場合は、町税務課にご相談ください。)

- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に 健康福祉課の窓口に、直接または郵送でご提出ください。
- 申請書は窓口に備え付けてあるほか町のホームページからもダウンロードできます。



住民税非課税世帯に対する支援臨時給付金の





自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、町役場や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

棚倉町役場 健康福祉課 福祉係



「住民税非課税世帯支援臨時給付金」窓口

② 0247-33-2117

受付時間 平日8:30~17:15 (土日祝、12/29~1/3を除く)

